

工事請負契約書（案）

1. 工事番号・名称 第24-11055-0006号
文化センター大ホール客席天井復旧・改修工事（機械）

2. 工事の場所 福島市春日町 地内（福島県文化センター）
着工 令和 年 月 日

3. 工期 完成 令和 年 月 日

4. 工事請負代金の額 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也

5. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約
約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、
請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者

特約条項

第1 この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度 円

（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額）

令和7年度 円

（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額）

令和8年度 工事請負代金額から令和6年度及び令和7年度の支払額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和6年度 円

（請負代金の11%以内の額で別に示す額）

令和7年度 円

（請負代金の84%以内の額で別に示す額）

令和8年度 工事請負代金額から令和6年度及び令和7年度の出来高予定額を差し引いた額

3 発注者は予算の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第2 この契約の前金払については、約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の場合において、前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、前項の規定による読み替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、乙は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。

第3 この契約において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払の額≤着工時からの出来高金額×9／10－（前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額）－〔着工時からの出来高金額－（前会計年度までの出来高予定金額+出来高超過額）〕×（当該会計年度の前払金額+当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

3 約款第38条第1項ただし書の表中請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受

注者が協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回（中間前金払をする場合は3回）とする。

第4 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができます。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第6 約款第37条に次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第7 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認めら

れるときは、約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。